

第4款 地区センター

(所掌)

第21条 地区センターは、[第80条](#)に規定する地区公民館の対象区域において、当該地区公民館を包括し、規則で定める事務を分掌するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第22条 地区センターの名称、位置及び包括する地区公民館は、次のとおりとし、所管区域は、その包括する地区公民館の対象区域によるものとする。

名称	位置	包括する地区公民館
遠野市遠野地区センター	遠野市新町1番10号	遠野市遠野地区公民館
遠野市綾織地区センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地	遠野市綾織地区公民館
遠野市小友地区センター	遠野市小友町16地割105番地1	遠野市小友地区公民館
遠野市附馬牛地区センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1	遠野市附馬牛地区公民館
遠野市松崎地区センター	遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3	遠野市松崎地区公民館
遠野市土淵地区センター	遠野市土淵町土淵6地割5番地3	遠野市土淵地区公民館
遠野市青笹地区センター	遠野市青笹町青笹13地割3番地1	遠野市青笹地区公民館
遠野市上郷地区センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4	遠野市上郷地区公民館
遠野市宮守地区センター	遠野市宮守町下宮守29地割77番地	遠野市宮守地区公民館

(図書館の閲覧所等の併置)

第23条 市長は、地区センター(遠野市遠野地区センターを除く。)に図書館の閲覧所等を置くことができる。

第5款 農村環境改善センター

(目的)

第24条 農村環境改善センターは、農業経営と農家生活の改善及び農村在住者の健康増進に資する施設とする。

(名称及び位置)

第25条 農村環境改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市綾織農村環境改善センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地

第6款 山村環境改善センター

(目的)

第26条 山村環境改善センターは、林業経営と農家生活の改善及び地域在住者の健康増進並びに林業労働者の研修に資する施設とする。

(名称及び位置)

第27条 山村環境改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市小友山村環境改善センター	遠野市小友町16地割105番地1

第7款 緑地等管理中央センター

(目的)

第28条 緑地等管理中央センターは、農山村生活の向上を図るため、産業の振興、生活の改善、地域在住者の健康増進、集会等の用に供する施設とする。

(名称及び位置)

第29条 緑地等管理中央センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市附馬牛緑地等管理中央センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1

第8款 生活改善センター

(目的)

第30条 生活改善センターは、農村生活の向上を図るため、生活技術の改善普及、保健相談、集会等の用に供する施設とする。

(名称及び位置)

第31条 生活改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市附馬牛生活改善センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1
遠野市達曾部生活改善センター	遠野市宮守町達曾部26地割2番地
遠野市中斉生活改善センター	遠野市宮守町達曾部44地割81番地4

第9款 基幹集落センター

(目的)

第32条 基幹集落センターは、産業の振興と住民福祉の向上に資する施設とする。

(名称及び位置)

第33条 基幹集落センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市土淵基幹集落センター	遠野市土淵町土淵6地割5番地1

第10款 農村定住促進センター

(目的)

第34条 農村定住促進センターは、地域農業の振興及び兼業農家の就労の安定を図り、地域在住者の定住促進に資する施設とする。

(名称及び位置)

第35条 農村定住促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市青笹農村定住促進センター	遠野市青笹町青笹13地割3番地1

第11款 高齢者センター

(目的)

第36条 高齢者センターは、地域社会への貢献意欲及び民芸品の創作、伝承活動等生きがい対策の充実に資する施設とする。

(名称及び位置)

第37条 高齢者センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市青笹高齢者センター	遠野市青笹町青笹13地割4番地11

第12款 勤労福祉センター

(目的)

第38条 勤労福祉センターは、中小企業に雇用される勤労者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資する施設とする。

(名称及び位置)

第39条 勤労福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

遠野市上郷農村勤労福祉センター

遠野市上郷町板沢11地割5番地4

第13款 就業改善センター

(目的)

第40条 就業改善センターは、農業者が他産業に就業する場合において、その円滑な推進を図るとともに、これと相まって、就業構造及び農業構造の改善に資する施設とする。

(名称及び位置)

第41条 就業改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市上郷就業改善センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4
遠野市鱒沢就業改善センター	遠野市宮守町下鱒沢34地割2番地9

第14款 構造改善センター

(目的)

第42条 構造改善センターは、農村地域総合整備と住民福祉の向上を図ることを基本とし、農業経営の改良及び生活改善のための研修並びに各種集会等、連帯性のある地域発展に資する施設とする。

(名称及び位置)

第43条 構造改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遠野市塚沢構造改善センター	遠野市宮守町下宮守7地割17番地4

(目的)

第76条 中央公民館は、[社会教育法第20条](#)に規定する目的に資する施設とする。

(目的)

第79条 地区公民館は、中央公民館の目的と同様の目的に資する施設とする。

(名称、位置及び対象区域)

第80条 地区公民館の名称、位置及び事業を行う対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
遠野市遠野地区公民館	遠野市新町1番10号	遠野第1区から遠野第15区までの区域
遠野市綾織地区公民館	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地	綾織町
遠野市小友地区公民館	遠野市小友町16地割105番地1	小友町
遠野市附馬牛地区公民館	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1	附馬牛町
遠野市松崎地区公民館	遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3	松崎町(遠野第12区及び遠野第13区に属する区域を除く。)
遠野市土淵地区公民館	遠野市土淵町土淵6地割5番地3	土淵町
遠野市青笹地区公民館	遠野市青笹町青笹13地割3番地1	青笹町
遠野市上郷地区公民館	遠野市上郷町板沢11地割5番地4	上郷町
遠野市宮守地区公民館	遠野市宮守町下宮守29地割77番地	宮守町

(地区公民館の事業)

第81条 地区公民館は、その対象区域を対象とする事業を実施するものとする。

第82条から第88条まで 削除

第4章 地区センター

(名称、位置及び所管区域)

第86条 市民センターの地方機関として置く地区センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
遠野地区センター	遠野市新町1番10号	遠野第1区から遠野第15区までの区域
綾織地区センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地	綾織町
小友地区センター	遠野市小友町16地割105番地	小友町
附馬牛地区センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1	附馬牛町
松崎地区センター	遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3	松崎町(遠野第12区及び遠野第13区に属する区域を除く。)
土淵地区センター	遠野市土淵町土淵6地割5番地3	土淵町
青笹地区センター	遠野市青笹町青笹13地割1番地8	青笹町
上郷地区センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4	上郷町
宮守地区センター	遠野市宮守町下宮守29地割77番地	宮守町

(地区センターの分掌事務)

第87条 地区センターは、その所管区域内における次の事務を分掌する。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。
- (3) 市民憲章の普及推進に関する事。
- (4) 市政懇談会に関する事。
- (5) 区長との間の文書送受及び連絡に関する事。
- (6) 広報広聴活動に関する事。
- (7) 交通安全運動の推進に関する事。
- (8) 交通安全団体の育成に関する事。
- (9) 自然愛護に関する事。
- (10) 芸術及び文化活動に関する事。
- (11) 高齢者団体の育成に関する事。
- (12) 自治組織その他の地域活動の育成に関する事。
- (13) 物品の出納及び保管に関する事。
- (14) 予算の経理その他庶務に関する事。
- (15) 他課に属さない市民生活に関する事。

2 地区センターの管理に属する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	管理する地区センター
綾織農村環境改善センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番地	綾織地区センター
綾織農村公園	遠野市綾織町下綾織字且の鼻26番	綾織地区センター
小友山村環境改善センター	遠野市小友町16地割105番地1	小友地区センター
小友農村公園	遠野市小友町16地割105番1	小友地区センター
附馬牛生活改善センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1	附馬牛地区センター
附馬牛緑地等管理中央センター	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番地1	附馬牛地区センター
附馬牛農村公園	遠野市附馬牛町下附馬牛11地割40番1	附馬牛地区センター
土淵基幹集落センター	遠野市土淵町土淵6地割5番地1	土淵地区センター

土淵農村公園	遠野市土淵町土淵6地割5番1	土淵地区センター
青笹農村定住促進センター	遠野市青笹町青笹13地割1番地1	青笹地区センター
青笹高齢者センター	遠野市青笹町青笹13地割1番地1	青笹地区センター
青笹農村公園	遠野市青笹町青笹13地割1番1	青笹地区センター
上郷就業改善センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4	上郷地区センター
上郷農村勤労福祉センター	遠野市上郷町板沢11地割5番地4	上郷地区センター
上郷農村公園	遠野市上郷町板沢11地割5番4	上郷地区センター
達曾部生活改善センター	遠野市宮守町達曾部26地割2番地	宮守地区センター
中斉生活改善センター	遠野市宮守町達曾部44地割81番地4	宮守地区センター
中斉ふれあいセンター	遠野市宮守町達曾部44地割81番地4	宮守地区センター
鱒沢就業改善センター	遠野市宮守町下鱒沢34地割2番地9	宮守地区センター
塚沢構造改善センター	遠野市宮守町下宮守7地割17番地4	宮守地区センター
達曾部多目的研修集会施設	遠野市宮守町達曾部15地割31番地1	宮守地区センター
上宮守転作営農研修施設	遠野市宮守町上宮守1地割37番地	宮守地区センター
宮守農村婦人の家	遠野市宮守町上鱒沢8地割66番地	宮守地区センター
上宮守地区多目的集会施設	遠野市宮守町上宮守14地割89番地6	宮守地区センター
下郷地区集会所	遠野市宮守町下宮守26地割204番地	宮守地区センター
新町地区集会所	遠野市宮守町下宮守29地割122番地	宮守地区センター
笠平地区集会所	遠野市宮守町下宮守31地割12番地	宮守地区センター
鹿込地区集会所	遠野市宮守町下宮守37地割2番地2	宮守地区センター
岩根橋地区集会所	遠野市宮守町下宮守20地割35番地6	宮守地区センター
湯屋地区集会所	遠野市宮守町達曾部9地割18番地16	宮守地区センター
宿地区集会所	遠野市宮守町達曾部14地割119番地1	宮守地区センター
鋳物地区集会所	遠野市宮守町達曾部24地割40番地1	宮守地区センター
大川目地区集会所	遠野市宮守町達曾部34地割7番地1	宮守地区センター
中野地区集会所	遠野市宮守町達曾部39地割55番地1	宮守地区センター
下中斉地区集会所	遠野市宮守町達曾部43地割49番地1	宮守地区センター
小通地区集会所	遠野市宮守町達曾部50地割48番地1	宮守地区センター
白石涌水地区集会所	遠野市宮守町達曾部57地割1番地2	宮守地区センター
上鱒沢地区集会所	遠野市宮守町上鱒沢19地割105番地1	宮守地区センター
柏木平地区集会所	遠野市宮守町下鱒沢21地割148番地6	宮守地区センター
沢目地区集会所	遠野市宮守町下鱒沢18地割37番地6	宮守地区センター
迷岡地区集会所	遠野市宮守町下鱒沢6地割132番地	宮守地区センター

船渡農村公園	遠野市宮守町上鱒沢8地割	宮守地区センター
沢目農村公園	遠野市宮守町下鱒沢14地割	宮守地区センター
猿ヶ石川緑地	遠野市宮守町上鱒沢8地割	宮守地区センター
ともし山麓ふれあいの森林	遠野市宮守町下鱒沢河内山国有林110、111林班	宮守地区センター
宮守老人憩いの家	遠野市宮守町下鱒沢34地割2番地	宮守地区センター
文化交流施設	遠野市宮守町下宮守32地割133番地1	宮守地区センター
宮守カルチャーセンター	遠野市宮守町下宮守29地割85番地2	宮守地区センター
宮守体育館	遠野市宮守町下宮守29地割74番地2	宮守地区センター
銀河の森総合運動公園	遠野市宮守町下宮守25地割	宮守地区センター
森林体験交流施設	遠野市宮守町下宮守25地割	宮守地区センター

(所長)

第88条 地区センターに所長を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地区センターの事務を掌理する。
- 3 地区センターに常勤の所長を置くことができないときは、非常勤の所長を置くことができる。
- 4 非常勤の所長の身分、任期、職務その他の必要な事項は、別に定める。

(事務分掌命令)

第89条 職員の事務分掌命令については、[第27条第1項](#)及び[第2項](#)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「経営企画部の担当課長及び各部の課長」とあるのは「地区センター(非常勤の地区センター所長を除く。)所長」と、「部長」とあるのは「市民センター所長」と読み替えるものとする。